

一般社団法人島本町シルバー人材センター個人情報保護規程

目 次

第1章	総則(第1条―第3条)
第2章	個人情報の利用目的の特定等(第4条―第6条)
第3章	個人情報の取得の制限等(第7条―第8条)
第4章	個人データの適正管理(第9条―10条)
第5章	個人データの第三者提供(第11条)
第6章	保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止(第12条―14条)
第7章	組織及び体制(第15条―17条)
第8章	雑 則(第18条)
	附 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、一般社団法人島本町シルバー人材センター(以下「センター」という。)が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、センターの事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。)をいう。
- (2) 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

イ 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構

成したもの

ローイに掲げたもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

- (3) 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 「保有個人データ」とは、センターが開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (5) 「本人」とは、個人情報から識別され、又は識別され得る特定の個人をいう。
- (6) 「従業者」とは、センターの指揮命令を受けてセンターの業務に従事する者をいう。

(センターの責務)

第3条 センターは、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(利用目的の特定)

第4条 センターは、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定するものとする。

- 2 センターは、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。

(事業ごとの利用目的等の特定)

第5条 センターは、別に定める様式により、個人情報を取り扱う事業ごとに個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法等を定める「個人情報取扱業務概要説明書」を作成するものとする。

(利用目的外の利用の制限)

第6条 センターは、あらかじめ本人の同意を得ることなく前2条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わないものとする。

- 2 センターは、合併その他の事由により他の一般社団法人団体等から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。
- 3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合については、適用しないものとする。
 - (1) 法令、条例又はこれらに基づく行政通知等(以下「法令等」をいう。)に基づく場合
 - (2) 出版、報道等により公にされている場合
 - (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対してセンターが協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第3章 個人情報の取得の制限等

(取得の制限)

- 第7条 センターは、個人情報を取得するときは、個人情報を取り扱う事業の目的を明確にし、当該事業の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行うものとする。
- 2 センターは、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については収集しないものとする。
 - 3 センターは、個人情報を収集するときには、本人からこれを取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき
 - (2) 法令等に定めがあるとき
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められ

るとき

(4) 出版、報道等により公にされているとき

(5) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき

(6) 相談、援助、指導、代理、代行等を含む事業において、本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、又は事業の性質上本人から取得したのでは事業の適正な執行に支障が生じると認められるとき

4 センターは、前項第5号又は第6号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 センターは、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

2 センターは、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 センターは、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することによりセンターの権利、又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令等の定める事務を遂行することに対してセンターが協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第4章 個人データの適正管理

(個人データの適正管理)

第9条 センターは、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。

2 センターは、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

3 センターは、従業者に個人データを取り扱わせるにあたって、当該個人データの安全管理が図られるよう、従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

4 センターは、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、确实、かつ速やかに破棄又は削除するものとする。

(委託先の監督、委託に伴う措置、受託者等の責務)

第10条 センターは、個人情報の取扱の全部又は一部をセンター以外の者に委託する場合は、その取扱を委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 センターは、委託を受けた者を監督するにあたっては、個人情報の保護に関し次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 再委託の禁止
- (2) 第三者への提供の制限
- (3) 委託された事業以外への使用禁止
- (4) 複写及び複製の制限
- (5) 秘密保持の義務
- (6) 返還及び廃棄の義務
- (7) 事故発生時における報告の義務

3 センターから個人情報を取り扱う事業を受諾した者は、前項に基き個人情報の漏洩、滅失及び棄損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 前項の受託事業に従事している者又は従事していた者は、その事業に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第5章 個人データの第三者提供

(個人データの第三者提供の制限)

第11条 センターは、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令等に基づく場合
- (2) 出版、報道等により公にされているとき
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令等の定める事務を遂行することに対してセンターが協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) センターが利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

3 センターは、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第6章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止

(保有個人データの開示等)

第12条 センターは、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、書面により、その開示(当該本人が識別される個人情報保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) センターの事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 法令等の定めるところにより本人に開示することができないと認められる場合

2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

3 保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し書面により遅滞なく行うものとする。

4 保有個人データの全部又はその一部について開示しない旨の決定を通知するときは、その理由を説明するよう努めるものとする。

(保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止等)

第13条 センターは、保有個人データの開示を受けた者から、書面により、開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止(以下「訂正等」という。)の申し出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

2 保有個人データの開示を受けた者から求められた、開示に係る個人データの訂正等の措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨の決定を通知する場合、又はその措置と異なる措置をとる旨の決定を通知する場合、その者に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

3 センターは、第1項の通知を受けた者から、再度申し出があったときは、第1項と同様の処理を行うものとする。

4 第1項の規定に定める訂正等の請求が本人の法定代理人によってなされた場合にあつては、その法定代理人であることを証明するための必要な書類を提出又は提示するものとする。この項の規定は、前条第1項に定める開示の請求が本人の法定代理人によってなされた場合においても、適用するものとする。

(手数料)

第14条 センターは、第12条第1項の規定による開示を求められたときには、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができるものとする。

2 センターは、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料を定めるものとする。

第7章 組織及び体制

(個人情報保護管理者)

第15条 センターは、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、センターにおける個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

2 個人情報保護管理者は、事務局長とする。

3 事務局長は、理事長の指示及び本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、従業者に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。

4 事務局長は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。

5 事務局長は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を各事業を分掌する従業者に委任することができる。

(苦情対応)

第16条 センターは、個人情報の取扱いに関する苦情(以下「苦情」という。)について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

2 苦情対応の責任者は、事務局長とするものとする。

3 事務局長は、苦情対応の業務を従業者に委任することができる。その場合は、あらかじめ従業者を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

(従業者の義務)

第17条 センターの従業者又は従業者であった者は、業務上知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した従業者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

3 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合

には遅滞なく理事長に報告するとともに、関係事業部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第8章 雑 則

(その他)

第18条 この規程の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号 (第12条関係)

個人情報開示申出書

平成 年 月 日

一般社団法人島本町シルバー人材センター理事長 様

郵便番号	618-
住 所	島本町
フリガナ 氏 名	
生年月日	T・S・H 年 月 日
電話番号	

一般社団法人島本町シルバー人材センター個人情報保護規程第12条の規定により、私の個人情報について、下記のとおり開示の申出をします。

記

開示申出に係る個人情報の区分	① シルバー人材センター事業 ② その他)		
開示を求める内容	(申出する個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。) ① 全部開示 ② 一部開示		
代理人による開示申出の場合	代理人	住所	
		氏名	
	本人との関係		


※ 申出の際は、次の書類を提出し、又は提示してください。

- (1) 本人申出の場合 本人であることを証明する運転免許証、旅券など。
- (2) 法定代理人申出の場合 代理人の運転免許証、旅券など。また、法定代理人であることを証明する戸籍謄抄本など。(本人が満15歳以上の未成年の場合は、本人の同意書も必要です。)

様式第2号（第12条関係）

島社協発第 号
平成 年 月 日

様

一般社団法人島本町シルバー人材センター
理事長 

個人情報開示等決定通知書

平成 年 月 日付で開示申出のありました下記の自己に係る個人情報の記録の開示については、（ 諾・否 ）と決定しましたので、一般社団法人島本町シルバー人材センター個人情報保護規程第12条の規定により、通知いたします。

申出された個人情報	
申出年月日	平成 年 月 日
諾 の 場 合	別紙のとおり
否 の 場 合 の 理 由	

様式第3号 (第13条関係)

個人情報 【訂正・追加・削除・利用停止】 等申出書

平成 年 月 日

一般社団法人島本町シルバー人材センター理事長 様

郵便番号	618-
住 所	島本町
フリガナ 氏 名	
生年月日	T・S・H 年 月 日
電話番号	

一般社団法人島本町シルバー人材センター個人情報保護規程第13条の規定により、先般開示を受けた私の個人情報について、下記のとおり 【訂正・追加・削除・利用停止】 の申出をします。

記

1. 開示を受けた年月日 平成 年 月 日 (島社協第 号)
2. 【訂正・追加・削除・利用停止】 の申出の内容

開 示 の 内 容		【訂正・追加・削除・利用停止】 の内容	
代理人による【訂正・追加・削除・利用停止】の場合	代理人	住所	
		氏名	
	本人との関係		

※ 申出の際は、次の書類を提出し、又は提示してください。

- (1) 本人申出の場合 本人であることを証明する運転免許証、旅券など。
- (2) 法定代理人申出の場合 代理人の運転免許証、旅券など。また、法定代理人であることを証明する戸籍謄抄本など。(本人が満15歳以上の未成年の場合は、本人の同意書も必要です。)

様式第4号 (第13条関係)

島社協発第 号
平成 年 月 日

様

一般社団法人島本町シルバー人材センター
理事長 ㊟

個人情報 【訂正・追加・削除・利用停止】 等通知書

平成 年 月 日付で開示したセンター所有の自己に係る個人情報の記録の【訂正・追加・削除・利用停止】については、(諾・否)と決定しましたので、一般社団法人島本町シルバー人材センター個人情報保護規程第13条の規定により、通知いたします。

	【訂正・追加・削除・利用停止】 前	【訂正・追加・削除・利用停止】 後
諾の場合		
否の場合 の理由		

様式第5号 (第11条関係)

同意書

平成 年 月 日

一般社団法人島本町シルバー人材センター理事長 様

郵便番号	618-
住所	島本町
フリガナ 氏名	印
生年月日	平成 年 月 日 (歳)
電話番号	

私に関する個人情報の開示につき、次の法定代理人による申出について同意します。

開示申出に係る個人情報の 名称又は内容		
法定代理人	郵便番号	618-
	住所	島本町
	フリガナ 氏名	
	電話番号	
	本人との関係	